

阿南工業高等専門学校地域連携・テクノセンター委員会規則

(平成21年4月1日)

(規則第42号)

(設置)

第1条 阿南工業高等専門学校地域連携・テクノセンター規則第7条第2項の規定に基づき、阿南工業高等専門学校地域連携・テクノセンター委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 地域連携・テクノセンター（以下「センター」という。）の管理運営及び広報に関する事項
- (2) 地域連携部門の業務に関する事項
- (3) 知的財産・研究支援部門の業務に関する事項
- (4) 教育研究部門の業務に関する事項
- (5) 防災環境研究部門の業務に関する事項
- (6) 産学連携高度レーザー基盤研究部門の業務に関する事項
- (7) 所掌事項に係る自己点検・評価に関する事項
- (8) その他、センターの管理運営全般に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 地域連携部門長
- (4) 知的財産・研究支援部門長
- (5) 教育研究部門長
- (6) 防災環境研究部門長
- (7) 産学連携高度レーザー基盤研究部門長
- (8) 総務課長
- (9) その他、センター長が必要と認める者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(審議結果)

第6条 委員長は、委員会の審議結果を、速やかに校長に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(部門会議)

第8条 部門長は、必要に応じて部門会議を開催することができる。

2 部門会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年12月8日から施行し、令和3年11月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年5月14日から施行し、令和7年4月1日から適用する。